

令和2年度 町会・自治会に対する補助制度一覧

区分	No.	名 称	概 要	助 成 額 等
統 合	1	新規事業定着化補助 (新規事業応援補助と 活動定着化事業補助の統合)	・新たに立ち上げた事業の実施経費に対して補助し、事業の定着化を支援します。 (初回申請から5年目までの事業が補助対象)	(1)補助率：経費の1／2以内 (2)上限額：(1年目～3年目) 100,000 円 (4年目～5年目) 80,000 円
	2	活動活性化用物品補助 (コミュニティ用品補助と 加入促進用物品補助の統合)	・イベントの活性化、加入の促進、活動への参加の促進のために使用する物品の購入経費に対して 補助します。	(1)補助率：経費の1／2以内 (2)上限額： 100,000 円
拡 充	1	活動拠点賃借料補助	・賃貸借契約等により活動拠点施設を賃借する場合の、賃借料に対して補助します。 ※令和2年度より、会館等の所有の有無に関わらず、1町会・自治会につき1か所まで補助の対象とします。	(1)補助率：賃借料の2／3以内 (2)上限額：75,000 円/月
	2	物品保管場所賃借料補助	・賃貸借契約等により物品保管場所(倉庫等)を賃借する場合の、賃借料に対して補助します。 ※令和2年度より、倉庫等の所有の有無に関わらず、1町会・自治会につき1か所まで補助の対象とします。	(1)補助率：賃借料の1／2以内 (2)上限額：50,000 円/年⇒ 60,000 円/年 に 増額
	3	会議室等使用料補助	・会館を所有していない町会・自治会が、貸会議室等を使用する場合の、使用料に対して補助します。 ※令和2年度より、会議を行う場合だけでなく、会議室で事業を行う場合も補助の対象とします。 ※令和2年度より、使用料が減額となっている場合も補助の対象とします。(公共施設の会議室は除きます)	(1)補助率：使用料の1／2以内 (2)上限額：10,000 円/回
継 続	1	環境整備助成金	・交通安全・防犯活動・緑化活動等の活動に対して助成します。	◇一町会・自治会の平均額：348,000 円
	2	コミュニティ活性化助成金	・地域コミュニティの活性化に必要な経費に対して助成します。	◇一町会・自治会の平均額：125,000 円
	3	児童参加地域事業補助	・町会・自治会が主催する、子ども向け行事のうち、年度内1事業の経費に対して補助します。	(1)補助率：経費の3／4以内 (2)上限額：100,000 円
	4	トップランナー事業補助	・町会・自治会が実施する、先進的かつ魅力的な事業を「トップランナー事業」に決定し、当該事業経費 に対して補助します。	(1)補助率：経費の4／5以内 (2)上限額：200,000 円
	5	オリンピック・パラリンピック 啓発事業補助	・オリンピック・パラリンピック啓発事業を実施する町会・自治会に補助します。	(1)補助率：1／1 (2)上限額：100,000 円
	6	町会・自治会館建設補助	・町会・自治会館の新築・修繕・購入等に係る経費の一部を補助します。	(1)補助率：経費の1／2以内 (2)上限額：要件により2,000万円～3,000万円
	7	町会・自治会館建設補助 【耐震改修】	・昭和56年5月31日以前に建築された会館で、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない会館の耐震 改修に係る経費の一部を補助します。	(1)補助率：経費の2／3以内 (2)上限額：要件により2,666万円～4,000万円
	8	町会・自治会館等設備補助	・町会・自治会館等の設備購入に係る経費の一部を補助します。	◇補助率・上限額：経費の1／2以内、100 万 円
	9	町会・自治会館等登記補助	・町会・自治会館等の登記に係る経費の一部を補助します。	(1)補助率：経費の1／2以内 (2)上限額：土地500,000 円、建物300,000 円
	10	町会専用掲示板設置補助	・町会・自治会が掲示板の設置または建替え等に係る経費の一部を補助します。	(1)補助率：経費の1／2以内 (2)上限額：1基あたり50,000 円
	11	町会・自治会館耐震診断助成・ 耐震補強設計助成	(1) 昭和56年5月31日以前に建築された会館の耐震診断に係る経費の全額を助成します。 (2) 上記(1)の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた会館の耐震補強設計に係る経費の一部 を助成します。	(1)耐震診断 ◇補助率：経費の全額を補助 (2)耐震補強設計 ◇補助率・上限額：経費の2／3以内、300,000

(参 考) その他の町会・自治会向け補助制度一覧

No.	名 称	概 要	助 成 額 等	担当部署 (問合わせ先)
1	地域における見守り活動に対する補助金 (防犯カメラ設置助成)	・防犯カメラや防犯灯など、地域の防犯向上に役立つと認められる設備の設置費に対して補助します。	(1)補助率：(新規・追加)経費の11/12以内 (更新)経費の5/6以内 (2)上限額：(新規・追加)471万円 (更新)500万円	地域活動課生活安全担当 電話：5742-6592
2	地域見守り活動事業に係る防犯カメラの維持管理補助金	・上記 No. 1 の補助金を活用して設置した防犯カメラの維持管理費の一部を補助します。	(1)補助率：(電気料金、電柱使用料、移設料経費の1／1 (保守点検料、修繕費)経費の5／6 (2)上限額：(電気料金) 3,000 円 (電柱使用料) 1,000 円 (移設料) 100,000 円 (保守点検料) 10,000 円 (修繕費) 200,000 円	
3	防災資器材整備助成金	・防災資器材(発電機・無線機・簡易トイレ等)を購入する経費の一部を助成します。	(1)補助率：経費の1／1 (2)上限額： <u>100,000 円</u> (令和2年度より増額)	防災課啓発・支援係 電話：5742-6696
4	高齢者等地域見守り活動助成金	・町会・自治会が主体的に行う高齢者等の見守り活動に対して助成します。	(1)補助率：経費の1／1 (2)上限額：(1～3年目) 年間100,000円 (4～10年目) 年間50,000円 (11年目以降) 年間30,000円	福祉計画課 地域包括ケア推進係 電話：5742-6914
5	認知症カフェ助成金	・「品川区認知症カフェ」として登録された認知症カフェの運営経費の一部を助成します。※登録には一定の要件があります。	(1)補助率：経費の1／1 (2)上限額：(月1回実施) 年間150,000円 (月2～3回実施) 年間210,000円 (月4回以上実施) 年間300,000円 ※一般型認知症カフェの場合 ※新規開設初年度に限り50,000円を加算した額を上限額とします。	高齢者福祉課 認知症対策係 電話：5742-6802

(参 考) 補助金以外の支援制度一覧

No.	名 称	概 要	担当部署 (問合わせ先)
1	弁護士相談支援	・町会・自治会が抱える多様な地域課題の解決を支援するため、区から弁護士への法律相談を行い、専門的な立場からのアドバイスをお伝えします(ご希望があれば、相談時にご同席いただくことも可能です)。	地域活動課地域支援係 電話：5742-6648
2	運営事務サポート	・町会・自治会からの要請に応じて、区が、会の運営を行う上で発生する事務的作業(予算書・決算書作成、補助金申請手続きなど)を行政書士に代行させることで、役員の方の負担軽減を図ります。	
3	ホームページ作成等支援	・町会・自治会が自ら活動内容を広報し、加入の促進や活動活性化を図るためにホームページやSNSを活用する際、区から専門家を派遣し、ページ作成や作成後の運営を支援します。	
4	活動に対する賠償責任保険	・町会・自治会の会員が安心して活動に参加できるよう、区が助成を行って、品川区町会自治会連合会が保険に加入しています。詳しい保険の範囲についてや、万が一事故が起こった場合は各地域センターにお問い合わせください。	各地域センター